

東海 1 2 景船場稲荷社杉風周辺整備委員会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、東海 1 2 景船場稲荷社杉風周辺整備事業委員会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、船場集落地内における環境「船場稲荷山周辺」整備事業の推進を図るとともに、観光資源の整備開発を促進し、併せて区民相互の発展に寄与することを目的とする

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 船場稲荷山周辺の整備開発
- (2) 観光資源の調査研究及び整備開発
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) その他本会の目的を達成するための必用な事項

(組 織)

第 4 条 本会は、集落地内の本会事業に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 2 名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2 名 |
| (5) 会計 | 1 名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |

(役員の職務)

- 第 6 条 委員長は、本会を代表し、会務を統括し、会議を招集してその議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、役員会を組織し、重要な会務を協議する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査し、監査の結果を役員会で報告する。
- 5 会計は、本会の会計に関する事務に従事し、会計に関する帳簿、証拠書類等の保管及び出納保管に当たる。

(役員の選出及び選任)

第 7 条 委員長、副委員長は役員会の互選による。監事及び会計は役員会で選任する。
また顧問は役員会で承認する。

(役員の任期)

- 第 8 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

- 第 9 条 本会の会議は総会及び役員会とする。
- 2 総会は、年 1 回開催する。役員会は、委員長が必要と認めたとき、召集する。

(会議の事項)

第 10 条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会 計)

第 11 条 本会の会計は、補助金、寄付金、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

付則

1. この会則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。